（様式第１-A-５）

飼養等許可申請書

（条件付特定外来生物（アカミミガメ・アメリカザリガニ）を輸入して愛玩又は観賞する目的

新規／許可内容変更）

　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第5条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

　　年　　月　　日

　　　地方環境事務所長　殿

申請者の住所：〒

：

電話番号： 　　　　　　　電子メールアドレス：　　　　　　　　　　　　職業：

|  |  |
| --- | --- |
| 1.申請の種類 | □新規□許可内容変更（許可番号[ 　]　  |
| 2.申請に係る特定外来生物 | 1)種類 | □アカミミガメ（*Trachemys scripta*）　□アメリカザリガニ（*Procambarus clarkii*） |
| 2)飼養等をしようとする数量(単位) |  |
| 3.飼養等の目的 | □特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的□国内において愛玩又は観賞の目的で特定外来生物の指定後に飼養等を開始した当該特定外来生物を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的□特定外来生物の指定の際現に海外において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物を輸入して愛玩又は観賞する目的 |
| 4.特定飼養等施設 | 1)所在地 | （□屋内、□屋外） |
| 2)種類・規模 |  |
| 3)構造 |  |
| 5.主たる飼養等取扱者 | 1)飼養等取扱者　□申請者（個人の場合は家族を、法人の場合はその職員を含む。）□申請者以外（申請者以外の場合は2)～4)を記入） |
| 2)氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） |  | 4)職業 |  |
| 3)住所（法人の場合は主たる事業所の所在地） |
| 6.飼養等管理体制 | 1)施設の点検方法、点検頻度 |  |
| 2)飼養等が困難になった場合の措置 |  |
| 7.現在の飼養等の状況 | 飼養等をしている数量(単位) |  |
| 8.添付資料 | □①施設の図面　□②敷地内における施設の位置図□③施設の設置場所周辺の縮尺1:5,000以上の概況図　　　　□④施設の写真□⑤飼養等をする目的を説明する資料　　□⑥その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 9.施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明 | □　私 (法人の場合：当法人及び法人の役員)は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第6条第3号から第5号までに該当しない者です。 |
| 10.備考 |  |
| 担当者連絡先（申請者以外に本申請に係る担当者がいる場合に記入） | 氏名 |  | 所属・役職 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  | 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

（記入上の注意事項）

※本様式は輸入して愛がん・観賞する目的での申請に用いるためのものです。条件付特定外来生物の学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的の場合は別様式（様式1-A-4）が必要になるため、環境省地方環境事務所等へ連絡してください。

申請書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック（レ）を入れる。日付は申請日（提出日）を入れる。また、申請書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等とする。

各事務所の管轄地域は、<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>　を参照。（釧路、信越、四国、沖縄奄美については、提出先の事務所と下記に示す申請先の所長名が異なるため、注意すること）

0.申請をする者と申請先

　個人の場合は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス及び職業を記入する。法人として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。その場合、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、電子メールアドレス、代表者の氏名並びに主たる事業を記入する。法人の業務として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。

「　　　地方環境事務所長」については、以下のとおり、下線部に当該地区名を記入する。

北海道地区：北海道地方環境事務所長

東北地区：東北地方環境事務所長

関東地区（山梨・新潟・静岡含む）：関東地方環境事務所長

中部地区（富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・三重）（＊）：中部地方環境事務所長

近畿地区：近畿地方環境事務所長

中国四国地区：中国四国地方環境事務所長

九州地区（沖縄含む）：九州地方環境事務所長

1.申請の種類

　新規：特定外来生物の飼養等許可申請を新規に行う場合は、新規にチェックする。

許可内容変更：既に許可を受けた内容のうち、2.2)飼養等をしようとする数量、4.1)～4.3)特定飼養等施設の所在地、種類・規模、構造、5.主たる飼養等取扱者自体、6.1)～6.2)飼養等管理体制、8.添付資料を変更するため許可申請を行う場合は、許可内容変更にチェックし、現在受けている許可の許可番号及び許可の有効期間を記入する。

 ※次の場合は、許可内容変更の申請ではなく、様式3（住所等の変更届出）により変更事項を変更の日から30日以内に届け出ること。

・申請者の住所、氏名、職業及び連絡先（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、主たる事業及び連絡先）に変更があった場合

・5.2)～5.4)主たる飼養等取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に変更があった場合

2.申請に係る特定外来生物

1)種類： 該当する□にチェックする。

複数の種類の特定外来生物を飼養等する場合は、個々の種類毎に申請書を作成する。

2)飼養等をしようとする数量：

輸入して飼養等をしようとする数量について、7.現在の飼養等の状況に記入した飼養等をしている数量の範囲内で記入する。単位は原則として個体数とする

3.飼養等の目的

該当する□にチェックをする。

4.特定飼養等施設

申請に係る特定外来生物を輸入する際に用いる特定飼養等施設（運搬の用に供することができる施設）と、輸入後に国内で飼養等する際の施設の情報を記入する。輸入のための運搬用の施設と、輸入後に国内で飼養等する際の施設が同一である場合は、その施設のみについて記入すること。

1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所（自宅など）の住所を記入する。申請者の住所と同じ場合は「申請者の住所と同じ」とすることも可。

2)種類・規模：特定飼養等施設の種類（「おり型又は網室型の施設」、「擁壁式、空堀式又は柵式の施設」、「運搬の用に供することができる施設」、「水槽又はこれに類する施設」又は「人工的に設けられた池、沼その他の施設」のうち該当するもの）を記入した上で、規模（長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等）を記入する。規模について欄内に記入できない場合は「別紙のとおり」とすることも可。

3)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。欄内に記入できない場合は「別紙のとおり」とすることも可。

これらの添付書類として、8.添付資料の欄にチェックし、必要な書類を添付する。

5.主たる飼養等取扱者

　実際に特定外来生物の飼養等に従事する者（主たる飼養等取扱者）が申請者（個人の場合は家族を含む。法人の場合はその職員を含む）以外の場合は、2)～4)についても記入する。

6.飼養等管理体制

　1)施設の点検方法：特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記入する。

2)飼養等が困難になった場合の措置：許可を受けた後に法人の解散等のやむを得ない事情により飼養等をすることが困難になった場合の措置を記入する。

7.現在の飼養等の状況

　現在飼養等をしている数量：アメリカザリガニであって、飼養等をしている量を数えることが困難なものについては、概数を記入する。

8.添付資料

新規に飼養等許可を得ようとする場合は、①～⑤にチェックする。また、その他添付する資料がある場合は、⑥に資料名を記入し、チェックする。チェックした全ての書類を添付する。

①施設の図面については、施設の規模・構造が分かるものを添付する。施設の写真に寸法を記入することでも代用可とする。給排水設備がある場合は、当該設備の状況が分かる図面及び写真も添付する。人工池沼型施設等で、周囲に柵等を設置する場合は、柵等の設置状況が分かる図面及び写真も添付する。

②敷地内における施設の位置図について、室内に設置する場合は建物内における施設の位置図を添付する。

③施設の設置場所周辺の縮尺1:5,000以上の概況図については、住宅地図等を添付する。

④施設の写真については、施設の全体像及び設置状況が分かるものを添付する。

⑤飼養等をする目的を説明する資料については、申請に係る個体の飼養等を開始した年月日、飼養等を開始してから現在に至るまでの飼養等の場所に係る経緯、輸入しなければならない理由（転勤等）を記入し、それらの内容を証明する写真や書類（撮影日時や場所が分かる写真や購入時の領収書等）を併せて添付する。また、輸入しようとする個体の写真（アカミミガメの場合は甲羅や腹部の特徴等が確認できるもの）を添付する。

9.施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明

以下の①～③の全てに該当しないことを確認し、□にチェックする。

①外来生物法又は外来生物法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過していない

②外来生物法の飼養等許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年経過していない

③申請者が法人である場合、その法人の役員のうちに、①②のいずれかに該当する者がいる